

米軍普天間飛行場所属UH-1 多用途ヘリコプターの落下物に対する抗議決議

去る5月13日午後4時頃、米軍普天間飛行場所属のUH-1 多用途ヘリコプターが、定期訓練中に重さ約18キロのアクセサリーギア・バッグを、本部半島北側の上空から名護市と今帰仁村の境界付近の陸上へ落下させた。

今回の事故による被害は確認されていないが、今なお村民及び県民の生命財産が脅かされている状況が改めて浮き彫りになった。

本村上空は普天間基地への飛行コースで落下物事故は1993年、1995年に起きており、それ以降も幾度となく県内での落下物事故は後を絶たない、これまでも米軍機事故等が発生する度に実効性のある再発防止策を講じるよう要請しているが改善には至っておらず、村民及び県民は日々危険と隣合わせの生活を余儀なくされている。村民及び県民の望む安全・安心のある暮らしはほど遠いと言ってよい。

よって、本村議会は村民及び県民の尊い生命・財産及び安全・安心な生活を守る立場から米軍機による落下物事故に対し強く抗議すると共に下記の事項が速やかに実現されるよう強く要求する。

記

1. 日米両政府による事故原因究明と再発防止策を講じ公表すること
2. 早急な普天間基地の閉鎖と撤去を求める
3. 日米地位協定の改定を求める

以上、決議する。

令和7年（2025年）6月6日

沖縄県中頭郡北中城村議会

あて先

駐日米国大使、在日米軍司令官、在日米軍沖縄地域調整官、

在沖米海兵隊太平洋基地司令官、在沖米国総領事

米軍普天間飛行場所属UH-1 多用途ヘリコプターの落下物に対する意見書

去る5月13日午後4時頃、米軍普天間飛行場所属のUH-1 多用途ヘリコプターが、定期訓練中に重さ約18キロのアクセサリーギア・バッグを、本部半島北側の上空から名護市と今帰仁村の境界付近の陸上へ落下させた。

今回の事故による被害は確認されていないが、今なお村民及び県民の生命財産が脅かされている状況が改めて浮き彫りになった。

本村上空は普天間基地への飛行コースで落下物事故は1993年、1995年に起きており、それ以降も幾度となく県内での落下物事故は後を絶たない、これまでも米軍機事故等が発生する度に実効性のある再発防止策を講じるよう要請しているが改善には至っておらず、村民及び県民は日々危険と隣合わせの生活を余儀なくされている。村民及び県民の望む安全・安心のある暮らしはほど遠いと言ってよい。

よって、本村議会は村民及び県民の尊い生命・財産及び安全・安心な生活を守る立場から米軍機による落下物事故に対し強く抗議すると共に下記の事項が速やかに実現されるよう強く要求する。

記

1. 日米両政府による事故原因究明と再発防止策を講じ公表すること
2. 早急な普天間基地の閉鎖と撤去を求める
3. 日米地位協定の改定を求める

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和7年（2025年）6月6日

沖縄県中頭郡北中城村議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、

沖縄及び北方対策担当大臣、内閣官房長官（沖縄基地負担軽減担当）、

外務省特命全権大使（沖縄担当）、 沖縄防衛局長

戦後 80 年の節目に沖縄の基地負担軽減のための法整備を求める意見書

2025 年 8 月 15 日、日本は戦後 80 年を迎える。1945 年の沖縄戦では、住民を巻き込んだ激しい地上戦が行われ、当時の県民の 4 分の 1 に当たる約 20 万人が犠牲となった。戦後、沖縄は本土から切り離され、27 年間の米軍統治を経て 1972 年に本土復帰を果たした。しかし、現在に至るまで、国土のわずか 0.6% しかない沖縄に在日米軍基地の約 70% が集中し、不平等な負担が続いている。

日本の安全保障の在り方は様々な議論があるが、現状として日米安保体制を基軸としており、国民の約 9 割がその有用性を認識している。であるならば、憲法の「法の下での平等」に照らして、安全保障の負担は全国で公平に分担されるべきである。沖縄の基地負担軽減は、1996 年の日米両政府による SACO 合意に基づき進められてきた。SACO が設置される際には「政府は、沖縄県民の方々の御負担を可能な限り軽減し、国民全体で分かち合うべきである」との基本理念が掲げられていた。

戦後 80 年という節目にあたり、この理念に立ち返り、負担の公平化を実現するための法整備が必要だと考える。その第一歩として、沖縄県民の民意を尊重しながら、基地の整理・縮小を国の責任で進める「沖縄基地縮小促進法（仮称）」を国会で制定することを強く求める。

また、その法律に基づき沖縄の基地整理縮小を進める中で、安全保障上の代替施設が国内に必要とされる場合は、憲法の規定に則り、特別法の制定など公正かつ民主的な方法で解決すべきである。

沖縄を含むすべての国民が平等に安全保障の責任を担うことこそ、持続可能な日本の安全保障体制の基盤となり、日本のみならず、インド太平洋地域および国際社会の平和と安定、繁栄に貢献すると考える。よって、本村議会は下記の通り要請する。

記

1. 沖縄県民の民意を尊重しながら、基地の整理・縮小・移転などの負担軽減を国の責任で進める「沖縄基地縮小促進法（仮称）」を国会で制定すること。
2. 1 の法に基づき、沖縄の基地整理・縮小によって代替施設が必要となる場合は、憲法第 41 条、92 条、95 条に基づき、特別法を制定するなど、公正かつ民主的に解決すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年（2025 年）6 月 6 日

沖縄県中頭郡北中城村議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣、外務大臣、
内閣官房長官（沖縄基地負担軽減担当）